



刊日... 昭和十年十月二十五日... 印刷部... 印刷部... 印刷部...

平署に擧げられた 縣議の選舉違反

果して當選者に影響ないか 送局四件に其他が五件

縣會議員選舉後一ヶ月を経た
る今二十五日まで平署に檢
査された違反は漸く九件で既
に檢事局へ送られた者四件の
外目下取調中のもの五件で
あるが其の犯案別を上げれば
買収一、立候補前の選舉運動
一、無資格投票一、立札看板
一、勞務提供一、ブローカー
一、個々面接一、當選妨害一
投票依頼一になつて居り其の
筋の嚴密な上ではなれば素よ
り判つきりとはしないが大體
に於て當選者に影響するもの
がなさうだと云はれてゐる

獎勵週間

廿五日から卅一日
まで日曜も休まず

縣議の戰議

其の聽衆 七三名の候補で 千九百八十八回

去る九月の縣會議員選舉に於
ける平署管下の演說回数は當
時所報の如く當月七日から二
十四日迄に百五十六回の聽
衆二万九百九十七人で八名の
候補者に対する平均聽衆二千
六百餘に當つてゐるが縣下に

知らぬ間に連帯

保證人になつてゐる 覺がなく平署に告訴する

石城郡永戸村の永井字大堀盛 木長作(三)を相手取り今二十
大浦己之助(三)は同村字豊鈴 六日平署に文書偽造の告訴を

したが告訴人の語る所によれば
長作が村内阿部建治から借
りた金の證文に自分との連帯
になつてゐるが判を捺した覺
えがなくまた同村野殿組合か
ら米を借りたる長作の保證人
にもなつて債權者から強い請
求を受つたつゝあるも同組合の
株主である自分には全然關知
せざるため去月中旬他に縁付
てある娘中島きみ子に以て長作
に苦情を告げたところ女と侮
り毆打傷害を興へたと云ふに
ある

涙さるゝ母性愛

新川町で見失つた我が子を 杖にすがりて探しつゝ平署へ

平町宇新川町太神宮社の境に
昨二十四日午後三時頃五、六
才位の男の子が母を親いっ
深つてゐるのを附近のもの
發見して次第を質すと兄を後
推と稱し、自分の名は森秀雄
(五)で母から警察へ行つて居
れと云はれた如く覺束なげに
語り仙台方面から来たものだ
けは判つたがその他は一切不
明で霜降木綿の洋服を着けた
顔形では懐かしい子供であり
保護中の平署では生活難か何
かのため棄てたものらしく考
へ犯人を捜査中であつたが今
二十五日午前十時過ぎ乞食體
の盲目の女が「妾の子供が来
てゐませぬか」と署の窓口か
ら顔を見せた利那傍らに居つ
た前記の子供が「カアちゃん」
と呼ぶので偽りのない親子
と解り嬉し気に子供を引取つ
て立ち去つた、同女の原籍は
山形縣北村山郷龜井田村の次
年子生れ森よし(四)で盲人の
夫清吉との間に當時郷里に百
姓奉公する長男金之助(三)そ
の弟俊雄(十)を仙台市内の某

安全デー

注意の一つに
危険がない

平署及び平自動車協會支部で
は来る二十八日及び二十九日
の兩日交通安全デーを施行し
管内を自動車で一週し事故の
悲しみは僅かの注意で除ける
ものな注意の一つに危険がな
いと大宣傳をなすことになつ
たがお互に左記の事項を守り

クサ餅と女郎の 悪口ごつこから

食堂のコツクが女中を毆つて ついに平署へ告訴沙汰

平町宇新川町飲食店水戸屋事
安初吉(四)及び同屋の女中鈴
木せい(三)は今二十五日平署
へ隣家の富士食堂方コツク久
保谷松二郎(三)を相手取り初
元女郎を勤めた女である悪
吉から住家侵入せしめは暴
行の告訴をなし目下取調中
であるが告訴の理由は前記松
二郎が去る九月二十六日夕方

獵天狗連の免狀

既に六十三名(平署) 永戸、澤渡方に嗜好繁殖

獵天狗連が手具歴ひく平署管
下の狩獵免狀は本格的な獵期
には入る來十一月一日の獵子
山鳥類を狙はれる以前に於て
例年百名に近づつてゐるが本
年の現在下付(今二十五日)は
六十三名で昨年當日の九十六
に從事する者を謂ふ

小娘の家出

石城郡山田村の砂子秋山馨五
郎方三女通稱古谷君子(二)は
本年八月十九日無談家出のま
ゝ未だに行方不明のため八方
捜査中であるが郡内に潜伏の
形跡あるので東京市葛飾區金
町二の二一古谷勝三郎から今
二十五日平署に搜索方願出た

福島縣糶業 者取締規則

糶業に許可制を施行される
に當り石城郡當業關係者を招
集せる平署管下の示達協議
會は去る二十三日平町に催さ
れたことは當時所報したが新
制の同取締規則は左記の如く
である

第一條 本則に於て糶業
者と稱するは動力糶摺機を
用ゑ本縣内に於て糶摺作業

無駄週間

来る廿七日から
經濟難局を打開し産業の振興
を謀るる爲め無駄の無駄な
しデーは来る二十七日から國
民齊しく行はれるので當日の
平署は極力この宣傳に努め第
一日を整理整頓日とし第二日
を無駄探日、第三日消耗品
節約第四日時間尊重、第五日
製品向上日となしボスター及
びビラの類を粘貼の管である
が一般の理解と協力を望む
ものに左記の如き標語もある
無駄なく使へ時と品 健康
は無限の資産なり 舉げよ
能率省けよ無駄を 笑つて
働け 廢物と名付くる前に
利用法 貧は無駄から等々

去る二十三日 の出来事

日の出來事
なんです縣
から來た自
動車検査官
を歓迎すべ
くお手の物の自動車二台を連
ねて平町から南へ走つて行き
ました▲車内には矢内某さん
鈴木某さん坂本某さんと制服
の警官さん共れに紅裙も二人
ほど乗つてゐた様です▲余
程愉快なドライブとやらであ
つたので座りませう▲所がそ
の自動車は植田をぬけて錦村
の國道をマツシクラに疾走途
上路上にわたつて逃げやうと
した途端でありました▲余り
速度であつたためハジミを喰
つて前車が轉覆してしまつた
のです▲車内の悲鳴は云ふ迄
もありません見れば矢内某な
どは左腕や首の邊りまで打し
自動車屋さんでありませう人
々ばかりが怪我をして居るの
みで客側に負傷のないのが幸
ひと云へませうか▲ですが
折角のドライブが滅茶メ々
となつたことは氣の毒であり
ます若しこれが私共の粗コソ
であつたら大變ですがドライブ
の一味とでも申しませうか
口をつぐんで何事も語らず知
る人ぞ知るだけでありませう
其の爲めに負ふた傷はかくさ
れず負傷者は痛さをこらいて
目下治療中とあります(運轉手某
の投)

糶業取締規則

糶業に許可制を施行される
に當り石城郡當業關係者を招
集せる平署管下の示達協議
會は去る二十三日平町に催さ
れたことは當時所報したが新
制の同取締規則は左記の如く
である

第一條 本則に於て糶業
者と稱するは動力糶摺機を
用ゑ本縣内に於て糶摺作業

第二條 糶業業者たらんと
するものは第一號様式に依
る願書を提出し知事の許可
を受くべし但し工場原動機
取締規則の適用を受くるも
のにありては當該官廳の許
可證書を添付すべし

第三條 前條の出願により
許可したる者に對しては第
二號様式に依る許可證を下
付す

第四條 糶業業者其の作業
に従事する場合は許可證を

携帶すべし

許可證は知事の指定したる
官吏、吏員の要求ありたる
ときは之を提示すべし

第五條 左の各號の一に該
當するときは十日以内に其
の事由を具し許可證の書替
再下付又は返納の手續を爲
すべし、但し糶業業者死亡
したる場合に於ける許可證
の返納は戸籍法の届出義務
者に於て之を爲すべし

第六條 糶業業者は米質を
損傷するの虞ある調製器具
機械を使用することを得ず

